

商店街等施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、商店街の来街促進及び個店の売上増加を図るために商店街及び商工団体(以下「商業団体」という。)が行う商店街等施設整備事業(以下「事業」という。)に対して、市町村がその事業に要する経費を補助する場合、その市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街

商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体をいう。

(2) 商工団体

商工会法(昭和35年法律第89号)に規定される商工会及び商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定される商工会議所をいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、商業団体とする。

(補助対象事業等)

- 第4条 補助の対象となる事業は、商店街の来街促進及び個店の売上増加を図るために設置・改修する施設に関するもので、事業年度の2月末日までに完了するものとし、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。
- 2 商業団体の組織強化事業、商業団体以外が主催する事業、国庫補助対象事業及び県の他の補助制度の交付対象となる事業は、除くものとする。

(交付申請書の様式等)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりと

する。

- (1) 材料等ごとの内訳を明記した見積書の写し
 - (2) 工事仕様書及び位置図、見取図、設計概要図等の図面類の写し
 - (3) 道路法第32条による道路占用許可書等の関連法令許認可関係書類の写し
 - (4) 商業団体の役員を含む構成員の氏名等、住所等、業種及び連絡先を記した名簿
 - (5) 商業団体の定款・規約等
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 5 市町村長は、補助金の交付の申請に当たって、商業団体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 知事は、交付決定に当たり、前条第5項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、前条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第8条 第6条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた市町村長（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は様式第4号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の20%を超えない流用を行うとき。

(2) 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。

(変更等の承認)

第9条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遅延に係る指示)

第11条 知事は、前条の遅延の報告があったときは、書面により補助事業者に対し必要な指示を行うものとする。

(事業説明)

第12条 知事は、交付の決定に資するため、あらかじめ、補助事業者の事業説明の機会を設けることができるものとする。

(状況報告)

第13条 商業団体は、事業実施に係る契約を締結したときは、速やかにその契約を証する書類の写しを、補助事業者を経由して知事に提出しなければならない。

2 補助事業者及び商業団体は、規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、必要と認められる場合には、事業の遂行状況等について、商業団体と事業実施に関する契約を締結した者に対して、報告を求めることができる。

(実績報告書の様式等)

第14条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書には知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 第5条第5項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、商業団体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（実績報告書の提出時期）

第15条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止・廃止を含む。）後30日以内又は事業年度の3月10日のいずれか早い時期とし、その提出部数は1部とする。ただし、補助事業の遅延について知事から承認を受け、補助事業の完了が事業年度の3月11日以降となる場合の提出時期は、補助事業の完了日とする。

（補助金の概算払請求）

第16条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9号の補助金（概算払）請求書を知事に提出しなければならない。

（額の確定通知書の様式）

第17条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号により行う。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助金の額の確定後に商業団体が消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第14条第3項の規定により減額した市町村については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を様式11号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（事業評価）

第19条 補助事業者は、事業完了6か月後に事業評価を実施し、速やかに様式第12号を知事に提出しなければならない。

（財産処分制限の緩和期間）

第20条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、補助事業完了（当該財産取得）後5年間とする。

（処分財産の指定）

第21条 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、取得価格が10万円以上の備品とする。

2 商業団体は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13号による財産処分承認申請書を市町村長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、商業団体に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備等）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 商業団体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

3 第1項及び前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（適用範囲）

第23条 この要綱の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、適用しない。

（地域振興センター所長への委任）

第24条 この要綱で、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第15条の2第1項の規定に基づき、知事から所長に権限が委任される場合においては、当該事項に係る条項に知事とあるのは管轄する地域振興センターの長とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

<p>1 対象施設</p>	<p>第4条の施設のうち、知事が別に定める要件を満たしたものとする。 ただし、法令等に違反する施設については、対象としない。</p>
<p>2 対象経費</p>	<p>施設を設置又は取得するために要する経費のうち、次に掲げる経費を除くものとする。 (1) 土地の取得等に要する経費 (2) 権利取得等に要する経費</p>
<p>3 補助率及び 限度額</p>	<p>市町村が、県からの補助を受けた上で商業団体に補助する額の1/2以内又は補助対象事業費の1/3以内の額のいずれか低い額かつ、1団体あたり50万円以上1,000万円以内の範囲で知事が定める額とする。 ただし、LED街路灯の整備については、知事が別に定める限度額とする。</p>
<p>4 対象経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分の経費の負担方法</p>	<p>構成員等が負担する積立金等で、知事が別に定める要件を満たしたものによるものとする。</p>

様式第1号（第5条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 商業団体名
- 2 補助金交付申請額
金 円
- 3 補助事業の内容及び添付書類等
別紙のとおり
- 4 補助事業の着手及び完了予定期日
着手予定期日 令和 年 月 日
完了予定期日 令和 年 月 日

別紙

1 商業団体の概要

名称		所在地	
代表者名		電話番号	
構成員数	名 (小売 名、飲食 名、サービス 名、その他 名)		
設立年月	年 月	前年度収支決算額 (施設整備関係を除く。)	円

2 事業概要等

事業名	
事業概要	

3 事業効果

年間増益見込額		円
積算等		

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎等

区 分	金 額	算 出 基 礎
総 事 業 費	a 円	
県補助対象経費	b 円	
県 補 助 額	c 円	
市町村補助額	d 円	
商業団体負担額	e 円	

5 施設内容等

区 分	内 容 等
施 設 名	
構 造	
単 価 等	
数 量 等	
敷地面積	
建築面積	
設置場所	
事 業 等	a
補助対象経費	b
工 期	
備 考	

6 ICカード設置内容（ICカード機器補助の場合のみ記載してください。）

ホスト コンピューター	設置場所	
	セキュリティ 対策	
カードリーダー設置店舗数		
当初発行予定カード枚数		

7 移動販売車仕様（移動販売車補助の場合のみ記載してください。）

車種		
乗車定員		
変速機		
寸法・重量		全高： 車両重量：
エンジン・出力等		総排気量： エンジン出力：
付属品		
使用者	使用者名	
	保管場所	

様式第2号（第6条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額

金 円

2 交付決定内容

申請内容のとおり

3 支払方法

4 交付の条件

- (1) 上記交付決定を受けた市町村長（以下「市町村長」という。）は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、商店街等施設整備事業補助金交付要綱（令和3年4月12日決裁。以下「要綱」という。）及び商店街等施設整備事業補助金交付要領（令和3年4月12日決裁。以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 市町村長は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
- イ 補助対象経費の20%を超える流用を行うとき
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 間接補助金の交付を決定するに当たっては、規則第20条第2項に規定する立入検査等並びに要綱第13条に規定する状況報告及び要綱第22条に規定する書類の整備等を行う旨の条件を附しなければならない。
- (6) 市町村長は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後に要綱第20条に掲げる期間、適正に管理運営しなければならない。
- (7) 市町村長は、要綱第5条第5項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 市町村長は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、商業団体が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第18条に定める様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (9) 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (10) 知事は必要に応じて、市町村長に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第7条第1項の規定により、この交付決定通知のあった日から7日以内とする。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金申請取下げ届出書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 商業団体名

2 申請を取り下げる理由

様式第4号（第8条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 2 変更申請事業計画書
（様式第1号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第5号（第9条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

埼玉県知事
（埼玉県 地域振興センター所長）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付け 第 号で変更申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

- 1 商業団体名
- 2 承認・不承認
- 3 その他（条件等）

様式第6号（第10条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業の遅延報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1)当初予定

(2)実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

3 遅延の内容及び理由

(1)遅延の内容

(2)遅延の理由

4 遅延に対してとった措置

様式第7号（第13条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（別紙のとおり）

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費 (B)		

様式第8号（第14条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 商業団体名
- 2 補助金交付決定額
金 円
- 3 補助金実績報告額
金 円
- 4 補助事業の実績等及び添付書類
別紙のとおり

別紙

1 商業団体の概要

フリガナ 名 称		所在地	
フリガナ 代表者名		電話番号	
構成員数	名 (小売 名、飲食 名、サービス 名、その他 名)		
設立年月	年 月	前年度収支決算額 (施設整備関係を除く。)	円

2 事業概要等

事業名		
結果・変更点		
	商業団体	市町村の意見
商店街の来街促進	A・B・C	
商店街の売上向上	A・B・C	
総合評価	A・B・C	

※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに商業団体に○印を付けさせること。

3 事業効果

年間増益見込額		円
積算等		

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎等

区 分	金 額	算 出 基 礎
総事業費	a 円	
県補助対象経費	b 円	
県補助額	c 円	
市町村補助額	d 円	
商業団体負担額	e 円	

5 施設内容等

区 分	内 容 等
施 設 名	
構 造	
単 価 等	
数 量 等	
敷地面積	
建築面積	
設置場所	
事 業 等	a
補助対象経費	b
工 期	
備 考	

6 I Cカード設置内容（I Cカード機器補助の場合のみ記載してください。）

ホスト コンピューター	設置場所	
	セキュリティ 対策	
カードリーダー設置店舗数		
発行カード枚数		

7 移動販売車仕様（移動販売車補助の場合のみ記載してください。）

車種		
乗車定員		
変速機		
寸法・重量		全高： 車両重量：
エンジン・出力等		総排気量： エンジン出力：
付属品		
使用者	使用者名	
	保管場所	

様式第9号（第16条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金（概算払）請求書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金確定（交付決定）の通知を受けた上記補助金について、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり精算払（概算払）を請求します。

記

- 1 商業団体名
- 2 補助金の（概算払）交付請求金額
金 円
- 3 口座の種類等 債権者コード No.

金融機関名	支店（本店）名	口座名 （○印をつける）	口座番号
		普通預金口座	
		当座預金口座	

口座名義人 _____

様式第10号（第17条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

埼玉県知事
(埼玉県 地域振興センター所長)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額 金 円

様式第11号（第18条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知のあった上記事業の補助金について、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 商業団体名
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
円

（注）1 積算の内訳を添付してください。

（注）2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の対象額とは限りません。

様式第12号（第19条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金事業評価調書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた上記事業の補助金により実施した事業の成果について、下記のとおり報告します。

記

1 商業団体名

2 事業実施による成果

（1）駐輪場・駐車場整備の場合

①開場状況

②収益

月	月	月	月	月	月
円	円	円	円	円	円

（2）ICカード機器整備の場合

①各個店の対前年度同月比売上増加率（平均）

月	月	月	月	月	月
%増	%増	%増	%増	%増	%増

②ポイントカード発行枚数及びポイント発行額

	月	月	月	月	月	月
カード	枚	枚	枚	枚	枚	枚
ポイント	円	円	円	円	円	円

(3) 移動販売車の場合

①稼働回数及び売上

	月	月	月	月	月	月
稼働回数	回	回	回	回	回	回
売上	円	円	円	円	円	円

②具体的な実施内容

(4) イベントスペース整備の場合

①具体的な実施内容及び収益

月	イベント内容	収益
月		円
月		円
月		円
月		円
月		円
月		円

(5) LED街路灯整備の場合

対前年度同月比電気料金減少率

月	月	月	月	月	月
%減	%減	%減	%減	%減	%減

様式第12号（第21条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業財産処分承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（埼玉県 地域振興センター所長）

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

1 商業団体名

2 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (品目・型式等)	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕 様	取得年月日		

(注)処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。

3 相手方(住所、氏名、使用の目的及び条件)